

平成 27 年度 第 3 回草津市路上喫煙対策委員会 会議資料

1. 路上喫煙禁止区域の拡大（案）について

(1) 前回委員会の禁止区域拡大についての意見

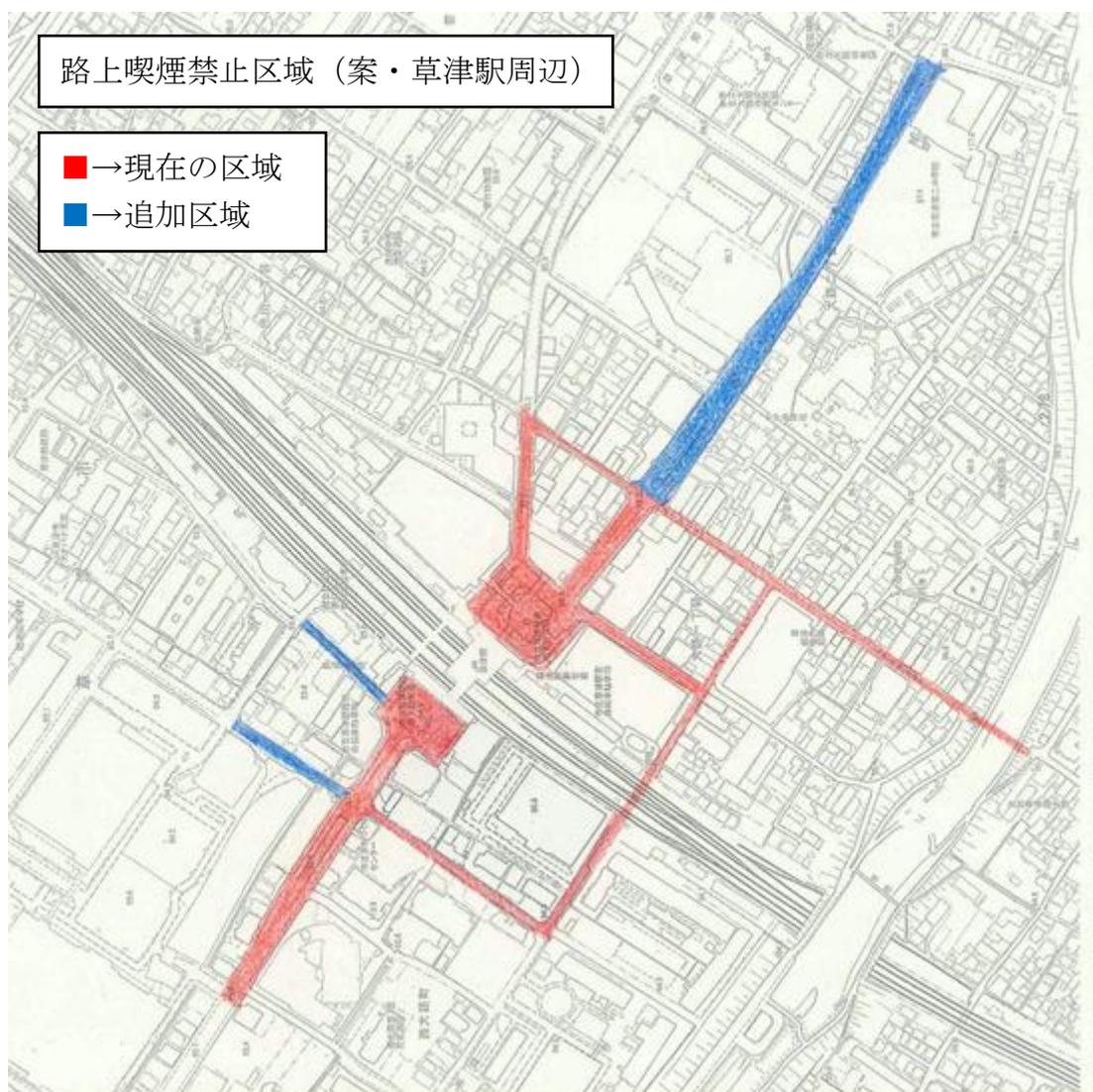
- ・区域（案）については概ね了承
- ・よりわかりやすく啓発するため、啓発物品の工夫が必要
- ・拡大に際して、一定の周知期間が必要

(2) 路上喫煙禁止区域に追加する区域（最終案）

○草津駅周辺

- ・草津第二小学校周辺
- ・市営駐輪場周辺
- ・エイスクエア前周辺

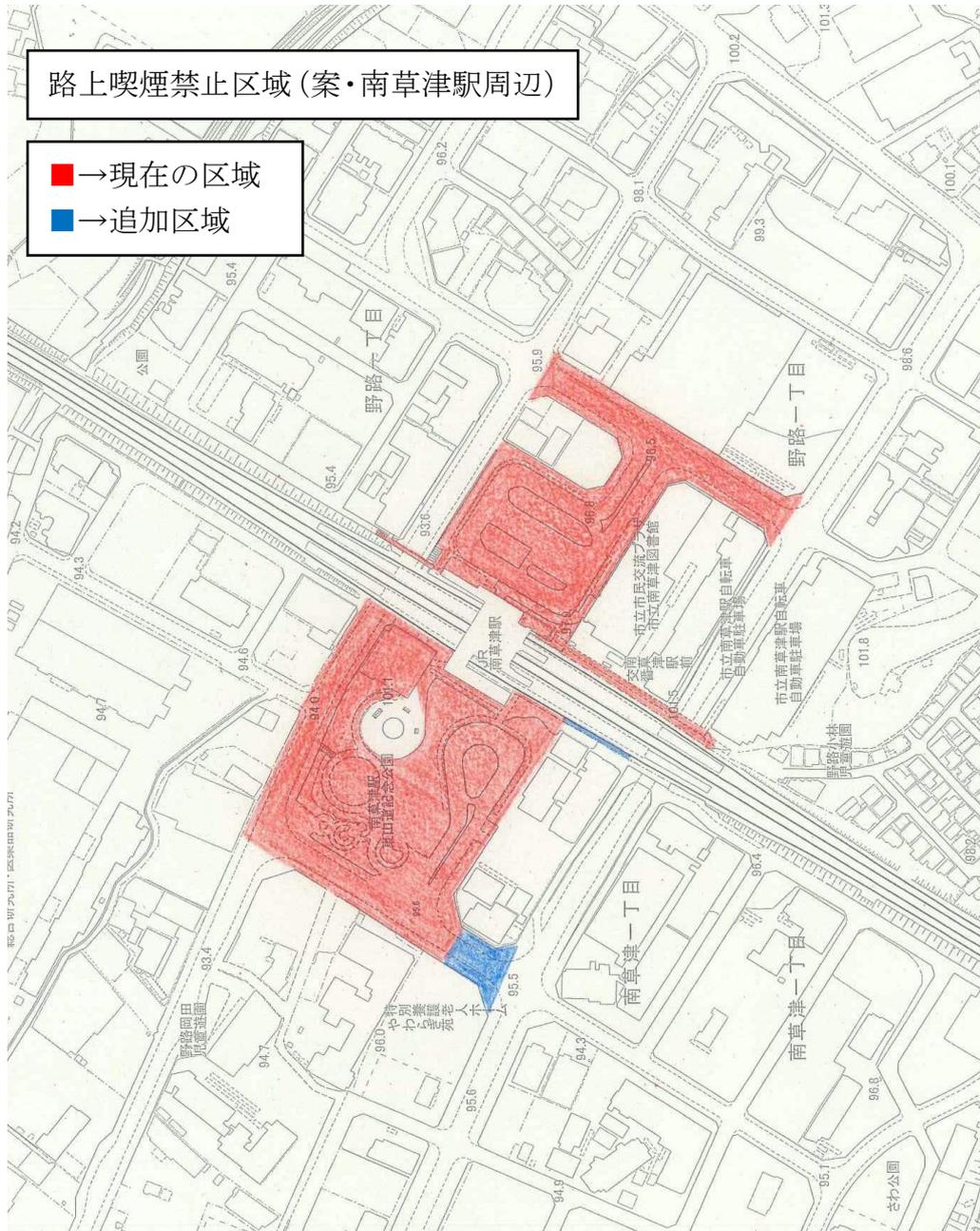
3カ所



○南草津駅周辺

- ・西口線路沿い（コンビニ横）
- ・西口マンション周辺（南北間）

2カ所



(参考) 現在の禁止区域の指定をした際の要件

- ◆路上喫煙による影響や被害等を受ける可能性が高いと想定される区域
- ◆恒常的に人通りがあり、一定高い歩行者密度がある区域
- ◆市内全域への啓発普及効果が期待される区域
- ◆啓発指導等で実効性のある取組みができる区域
- ◆市民等に分かりやすく、明確に示すことができる区域

2. マナースペースの形状変更後の経過について

(1) 形状変更の実施

(ア) 南草津駅東口マナースペース

植栽型からパネル型パーテーションへ変更

実施日：平成27年11月17日（火）



変更前



変更後

(イ) 草津駅西口マナースペース

植栽設備の配置変更

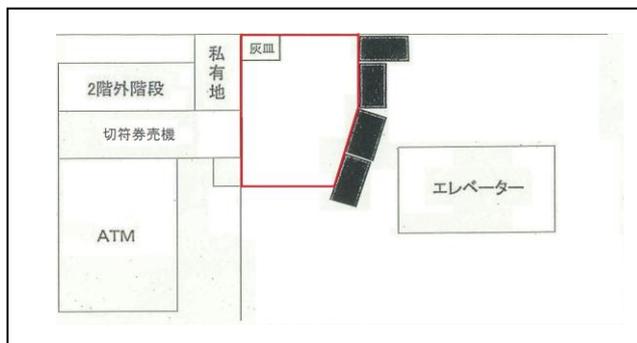
実施日：平成27年11月9日（月）



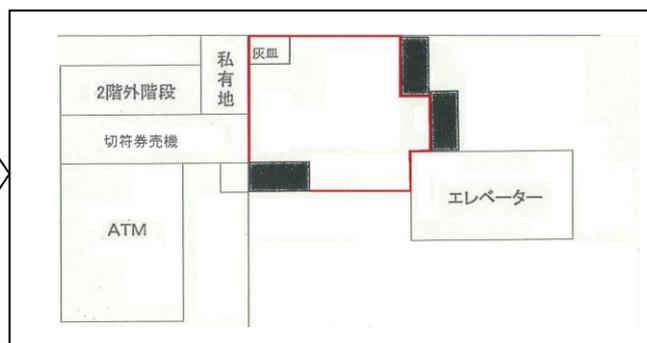
変更前



変更後



変更前（平面図）



変更後（平面図）

(2) 形状変更後の利用状況調査

(調査概要)

朝の通勤・通学時間帯において、マナースペースの利用状況を調査。

調査日時：平成27年12月 7:15～8:15

調査場所：各マナースペース

(調査所感)

- ・南草津駅東口は形状変更により、マナースペース外での喫煙者が減少した。
- ・草津駅西口は、駅舎側に植栽設備を再配置したことにより、駅舎の階段下での喫煙者が減少した。
- ・草津駅東口、南草津駅西口は、これまでの状況と変わらない。

(3) 形状変更後の市民等からの意見

〈南草津駅東口〉

- ・以前と比べ、煙や臭いが軽減したように感じる。
- ・地面からパネルの間が開いているため、煙や臭いが漏れていないか心配である。
- ・マナースペース内の様子が見えづらく、防犯上、心配である。

(4) 他のマナースペースの形状変更について



3. 啓発について

(1) 啓発活動の実施

(ア) 大路区民まつりでの啓発（ティッシュ配布）

啓発日時：平成27年10月11日（日）10:30～11:20

啓発人員：4名（事務局）

啓発人数：約600名（ティッシュ配布実績による）

(イ) 南草津駅での早朝駅頭啓発（ティッシュ配布）

啓発日時：平成27年11月27日（金）7:30～8:00

啓発人員：8名（事務局4名、対策委員会委員4名）

啓発人数：約1,000名（ティッシュ配布実績による）



(2) 啓発物品の更新

草津駅東口および南草津駅西口に掲示している啓発用横断幕の更新



(3) 禁止区域外での啓発活動

地元町内会等の協力を得て、禁止区域外への啓発用横断幕の設置



4. 市長からの諮問に対する答申（案）について

- ・当対策委員会は、「草津市路上喫煙の防止に関する条例」第8条の規定に基づく諮問機関として設置されている。

(1) 市長からの諮問・・・資料2

- ・平成27年4月8日付けで、市長から諮問が行われる。

(諮問内容)

路上喫煙禁止区域の拡大について

(2) 諮問に対する答申（案）・・・資料3

- ・市長からの諮問に対し、当対策委員会より答申を行う。

(答申内容)

路上喫煙禁止区域の拡大案の提示

5. 今後のスケジュールについて

		H27 10月	11月	12月	H28 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
委員会	2		17	27		27		31			1		
	第2回対策委員会		南草津駅パーテーション供用開始	駅前啓発		第3回対策委員会(答申案)	答申提出	(委員任期終了)			区域拡大日・駅前啓発		
事務局			17	27				1		31	1	1	
		来年度予算要求	南草津駅パーテーション供用開始	駅前啓発			答申を受けての庁内検討	啓発物品準備(3ヶ月要)	パブリックコメント実施 委員委嘱準備	区域拡大告示	広報紙での啓発	区域拡大日・駅前啓発	町内回覧

啓発物品：路面シール、看板、チラシ、横断幕など

広報関係：広報紙、町内回覧、HP、記者提供、無料情報誌など

【 参考資料 】

『 法令・国の通知 』

受動喫煙対策については、健康増進法25条、厚生労働省健康局長通知などにより、必要な対策を講じるよう求められている。

●受動喫煙とは

「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること」と定義されている。(健康増進法第25条)

●健康増進法第25条(抜粋)

「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者はこれらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講じるように努めなければならない」

●厚生労働省健康局長通知(平成22年2月25日付け)

- ・多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。
- ・屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では受動喫煙防止のための配慮が必要である。
- ・禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示する必要がある。
- ・喫煙可能区域に未成年者や妊婦が立ち入ることがないように、措置を講ずる必要がある。

※平成24年10月29日付けおよび平成25年2月12日付けで、上記の局長通知の趣旨を鑑み、受動喫煙対策の徹底のための措置を講じるよう求めている。

草津市路上喫煙対策委員会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	役 職 等
1	てらお あつし 寺尾 敦史 (委員長)	滋賀県南部健康福祉事務所（草津保健所） 所長
2	こばやし たつお 小林 達男 (副委員長)	大路区まちづくり協議会 会長
3	とおつか まさひろ 遠塚 政弘	草津市商店街連盟 会長
4	ひらがき かんじ 平柿 完治	弁護士
5	ひらた れい 平田 玲	草津市P T A連絡協議会
6	まつだ ひろし 松田 博	公募委員
7	やまもと さとえ 山元 智恵	公募委員